

旧細川刑部邸及び熊本城本丸御殿復旧整備事業に伴う展示基本設計業務委託仕様書

本仕様書は、旧細川刑部邸復旧整備事業及び熊本城本丸御殿復旧整備事業に伴う展示基本設計業務委託（以下、「業務」という。）について規定するものであり、業務は本仕様書及び委託者の指示に基づいて受託者が実施する。

1 業務名

旧細川刑部邸及び熊本城本丸御殿復旧整備事業に伴う展示基本設計業務委託

2 業務対象

業務対象は次の二つの建造物とする。

(1) 名称：旧細川刑部邸

種別：県指定重要文化財建造物

所在地：熊本市中央区古京町 3-1

規模：木造一階（一部二階）建て 床面積約 897 m²

①主屋 一階 522.49 m² 二階 49.35 m² 計 571.84 m²

②茶室 43.48 m²

③台所 一階 188.89 m² 二階 92.60 m² 計 281.49 m²

(2) 名称：熊本城本丸御殿

種別：復元建造物

所在地：熊本市中央区本丸 1-1

規模：木造一階建て（一部二階）建て 床面積約 2,951 m²

3 業務期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 19 日まで

4 概要・目的

「旧細川刑部邸」は、熊本藩初代藩主細川忠利の弟興孝を祖とする細川刑部家の下屋敷を移築復原した建物である。県内に残る上級武家の屋敷として価値が高く、県の重要文化財に指定されている。また、「熊本城本丸御殿」は本丸中心部にあり、藩主の生活や儀礼の場となった建物で、往時の建築の雰囲気を感じられるよう絵図・古写真・発掘調査の成果をもとに平成 19 年度に復元整備した建造物である。両施設は、特別史跡熊本城跡に位置しながらも、それぞれ歴史や固有の価値・独自性を有する建造物である。この二つの建造物は、平成 28 年熊本地震で被災し、現在は「熊本城復旧基本計画」及びその上位計画である「特別史跡熊本城跡保存活用計画」に基づき復旧が進んでいる。

本業務委託は、「旧細川刑部邸」及び「熊本城本丸御殿」は建造物そのものが主たる展示物（観覧いただく対象物）であることを踏まえた展示となることも踏まえ、これら二つの業務対象となる建造物の空間において、空間毎の活用方針等を検討し、両建造物における文化財および観光施設としての性格をふまえた展示の基本設計を行う。

5 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに委託者と協議を行い、次に掲げる事項について記載した業務計画書を提出し、委託者の承諾を得なければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

- (1) 業務工程計画
- (2) 業務体制

6 業務内容・範囲

設計業務は、委託者の指導・監督のもと、委託者と受託者の協議のうえ進めていくものとする。

受託者は、業務の当該作業の範囲について、委託者と連絡を取り、十分に打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。

受託者は、委託者の指示に従い、以下の資料（成果物）を作成するものとする。

(1) 基本設計

① 旧細川刑部邸

- ア) 基本的な考え方（基本理念・基本方針・特徴など）
- イ) 展示シナリオ・展示構成（リスト）計画
- ウ) 展示配置（ゾーニング）・動線計画
- エ) 施設サイン配置計画
- オ) 展示基本設計図等作成
 - ・ 展示平面図
 - ・ 展示展開図及び必要とされる詳細図・システム図・展示照明設備配置図等
- カ) 備品計画
- キ) 製作・施工概算計画、保守管理経費概算計画
- ク) 製作・施工の工程計画
- ケ) 展示エリアのイメージ図作成（3カット程度）

② 熊本城本丸御殿

- ア) 基本的な考え方（基本理念・基本方針・特徴など）
- イ) 展示シナリオ・展示構成（リスト）計画

- ウ) 展示配置 (ゾーニング)・動線計画
- エ) 施設サイン配置計画
- オ) 展示基本設計図等作成
 - ・展示平面図
 - ・展示展開図及び必要とされる詳細図・システム図・展示照明設備配置図等
- カ) 備品計画
- キ) 製作・施工概算計画、保守管理経費概算計画
- ク) 製作・施工の工程計画
- ケ) 展示エリアのイメージ図作成 (3 カット程度)

(2) その他資料作成

特別史跡熊本城跡保存活用委員会等への報告用資料作成、著作権関連等の許可申請手続き、協議録の作成 等

7 統括責任者及び担当者等

統括責任者及び担当者等は本業務に類似した業務経験のあるものを従事させることとする。

8 打合せ及び記録

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と委託者は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面 (打合せ記録簿) に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 業務の進行において協議又は方針決定が必要となる場合等、必要に応じて受託者と委託者は打合せを行うものとし、その結果について、受託者が書面 (打合せ記録簿) に記録し、相互に確認しなければならない。
- (3) 旧細川刑部邸及び熊本城本丸御殿復旧整備事業に伴う、別途の工事との調整を要する場合は、委託者の判断のもと、受託者は協議に応じなければならない。

9 業務の停止

委託者は、次の各号に該当する場合は、業務の全部又は一部を一時中止又は中止させるものとする。なお、業務の中止に伴う業務内容の変更等については、設計変更の対象とする。

- (1) 関係機関、関係諸官庁との協議により、続行を不相当と認めた場合。
- (2) 天災等の受託者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受託者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不相当又は不可能となった場合。

(3) 受託者が契約図書に違反し、又は委託者の指示に従わない場合等、委託者が必要と認めた場合。

10 関連する法令、条例等の順守

受託者は、設計業務の実施にあたっては、建築基準法、消防法等の関係法令や条例等を遵守しなければならない。展示装置や材料等についても、関係諸法令に適合するよう、関係各機関と協議を行い、検討を行うものとする。

11 資料等の貸与

(1) 受託者は、既存建築物の図面、その他関係資料（以下「資料」という）の貸与を受けた場合は紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、これを公表、貸与し、または複製してはならない。ただし、委託者の承諾を受けたときはこの限りではない。

(2) 受託者は、業務が終了したときまたは業務期間中であっても、委託者が請求した場合には貸与を受けた資料を遅滞なく返納しなければならない。

12 再委託

業務委託の一部を再委託する場合は、再委託届を出し、本市の承諾を受けること。

13 検査・契約不適合責任

受託者は、本業務の完了後、完了届を提出し、委託者の指定する調査職員の検査を受け、その合格をもって業務完了とする。

ただし、成果品の検査および引渡し後において、成果品が本契約の内容に適合していないことが判明した場合には、委託者の指示により受託者は補足・修正その他必要な措置を行うものとし、これに要する費用は受託者の負担とする。

また、これら契約不適合に係る補足・修正等の請求は、成果品の引渡し日から1年以内に行うものとする。

14 業務完了後における対応

受託者は業務が完了した場合においても本業務に関する質疑等、委託者の求めに対し誠実に対応しなければならない。

15 疑義

本仕様書に定めのない事項、または作業工程において疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議し、委託者の指示に従うものとする。

16 秘密の保持

受託者は、本業務遂行中に知りえた事項については、いかなる理由があっても委託者の承諾なしに第三者に漏らしてはならない。

17 成果品の帰属

本業務における成果品はすべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく他に複製、公表、貸与、使用してはならない。

18 成果品の提出

受託者は、業務が完了した時は、遅滞なく以下の成果品を提出し、検査を受けなければならない。なお成果品は、報道公開等で使用予定であるため、著作権等の処理についても公開に支障がないものに仕上げること。

① 旧細川刑部邸

ア) 基本設計説明書	A3 版 2 部
イ) 基本設計図書	A3 版 2 部
ウ) 製作・施工概算書、保守管理経費概算書	A4 版 2 部
エ) 製作・施工の概略工程表	A3 版 2 部
オ) イメージ図	原本 1 部
カ) 成果品の電子ファイルを格納した媒体	CD-ROM 等 2 部 (委託者指定のファイル形式)

② 熊本城本丸御殿

ア) 基本設計説明書	A3 版 2 部
イ) 基本設計図書	A3 版 2 部
ウ) 製作・施工概算書、保守管理経費概算書	A4 版 2 部
エ) 製作・施工の概略工程表	A3 版 2 部
オ) イメージ図	原本 1 部
カ) 成果品の電子ファイルを格納した媒体	CD-ROM 等 2 部 (委託者指定のファイル形式)

③ 共通

ア) 打合せの記録	A4 版 1 部
-----------	----------

19 成果品の提出期限

基本設計関係成果品 令和9年(2027年)3月19日

20 その他

(1) 旧細川刑部邸は県指定重要文化財であることから、建造物本体壁面、床面、天井及び内部仕切りへの直接取り付け・打ち付け及び壁面の穴あけ等、建造物に影響を与える造作はできないので十分留意すること。

(2) 展示設計にあたっては、建物それぞれの特徴と役割を活かし、今後の利活用も見込んでゾーニング・展示配置等を計画すること。また、熊本城天守閣で導入されている展示手法（熊本城公式アプリ等）との連携についても検討すること。